

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	東部クリーンセンター

契約業者名・住所	よりいコンポスト株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷 3 5 2 番地
工事等の名称	東部クリーンセンター一般廃棄物（脱水汚泥肥料化）処理業務委託
工事等の場所	松戸市高塚新田 3 5 2 番地
種 別	大）廃棄物処理 中）一般廃棄物処理（中間処理・処分）
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	脱水汚泥 1 トン当たり単価 30,000 円
工事等の概要	東部クリーンセンターから発生する脱水汚泥の肥料化
随意契約の理由	本業務は、東部クリーンセンターから発生する脱水汚泥を肥料化施設で処理する業務です。なお、本業務を実施するには特殊性から下記の条件が整っている者でなければなりません。 1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理業の許可業者であり、同法の一般廃棄物処理施設の設置許可を受けていること。また、許可の内容で処理する一般廃棄物の種類に「し尿汚泥」が含まれていること。 2）肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料としての登録がされていること。 3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 9 号イに基づく通知をしており、受入自治体と事前協議が整っていること。 4）肥料の利用先も確保され、施設自体安定した処理が可能であること。 5）一般廃棄物の肥料化施設で近隣市町においても実績があり信頼のおける業者であること。

	上記条件を満足しているのは「よりいコンポスト株式会社」のみであり、本業務を実施することが最適と考慮されますので同社を選定するものです。 したがって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約とするものです。なお、受入自治体である埼玉県大里郡寄居町とは既に事前協議が整い、松戸市の一般廃棄物の処理をよりいコンポスト 株式会社が受託することで、承諾を受けております。
--	---